

ご意見					回答（ご意見有難うございます。）
No.	頁	該当項番	該当箇所	コメント	
1	9/10	5.9 項 (1)	試験・校正結果の品質の保証	<ul style="list-style-type: none"> γ線測定用サンプリング試料のばらつきは契約で網羅するもので、二重測定の要求は意味が無く、削除すべき。 トラベルブランク試験はクロスコンタミネーション防止手順が適切に確保できればよく、意味が無いため削除すべき。 	<p>二重測定及びトラベルブランク試験は、試験方法の品質の保証として有効な方法の1つと考えておりますが、これに限定することなく、ISO/IEC 17025 5.9.1 に基づき適切な方法により実施されるべきものでありますので、ご意見を踏まえ、本特定要求事項に明文化する必要はないものと判断し、5.9 項 (1) は削除することといたします。</p>
2	3/10	2.1 項	引用規格	<ul style="list-style-type: none"> IEC 60846-1 は、2009 年版ではないか。 2006 年版の JIS はこの IEC 規格と MOD 規格とは言えないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> JIS の対応規格を調査した結果、ご指摘のとおりであることが確認されましたので、JIS Z 4333 の MOD 規格を IEC 60846:1989 に修正するとともに、関連規格に IEC 60846:1989 と IEC 60846-1:2009 を追加しました。 関連して、ガイドラインにはエネルギー補償型サーベイメータが指定されておりますが、空間線量率測定用に海外製品の使用を除外することは意図されていないことから、特定要求事項 5.5.2 項の本文を JIS Z 4333 と同等の国際規格も製品仕様として適合とする規定に修正する方針です。
	7/10	5.5.2 項 1.		<ul style="list-style-type: none"> サーベイメータのエネルギー特性に関する規定は、次の表示値の相対基準誤差、方向特性の記述に合わせた方が良い。 	<p>空間線量率測定に用いるサーベイメータの仕様規格を明確にする目的で、5.5.2 項の要求事項を以下のように修正いたします。 (特定要求事項修正文) 「エネルギー補償型であり、エネルギー特性が JIS Z 4333 : 2006 4.2 の EIII 型の基準、IEC 60846:1989 又は IEC 60846-1:2009 に適合すること。」</p>

ご意見					回答（ご意見有難うございます。）
No.	頁	該当項番	該当箇所	コメント	
2	7/10	5.5.2項 4.		<ul style="list-style-type: none"> サーベイメータの内部校正に使用する機器類も規定に追加すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定要求事項 5.6.2.2 (2)項に、内部校正はJIS Z 4511に準拠したセシウム線源を用いることと規定しており、内部校正を行う場合の校正関連機器の保有は要求事項に含まれているとの解釈から、5.5.2項での補足は不要と判断いたしました。
3	6/10	5項	技術的要求項目	<ul style="list-style-type: none"> NaI シンチレーションサーベイメータを用いた屋外での「空間線量率の測定」のみを実施する場合、「5.3」、「5.4」、「5.7」、「5.8」、「5.9」、「5.10」の適用はどの様に行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> NaI シンチレーションサーベイメータを用いた屋外での「空間線量率の測定」のみを実施する場合、当該測定方法と関係のない本特定要求事項については適用されません。 特定要求事項の他、「ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項」5.6項には、出張試験などの現地で行う業務に対する要求事項として、参照データの収集や現地審査で実地試験の手順を確認する事なども規定されておりますので、審査において対応が求められます。
4	3, 4/10	2.1項	引用規格	<ul style="list-style-type: none"> 空間線量率の測定について「廃棄物関係ガイドライン」と「除染関係ガイドライン」が試験規格となるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省の廃棄物関係ガイドライン、除染関係ガイドラインに定められた測定方法は、それぞれ独立して公定法の試験規格と同等と位置付けられるものと考えております。